

デジタル人材スキルアップ事業業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査員は「デジタル人材スキルアップ事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員とする。
- (2) 審査は書類審査（必要に応じてプレゼンテーションを実施）により行う。
- (3) 審査項目・審査視点・配点は2のとおりとする。
- (4) 審査は、2で掲げる審査項目ごとに、3で定める採点基準に従い評価し、採点を行う。
- (5) 各審査委員の評価点の合算が最高点の提案者を最優秀提案候補者とし、各審査委員の合議により最優秀提案者を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (6) 提案者が1者のみの場合でも、各審査委員の評価点の合算が審査委員数に30を乗じた点数以上で、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、各審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 審査項目・審査視点・配点

	審査項目	審査視点	配点
1	運営体制及び事業実績	運営体制は、責任管理及び個人情報管理の体制を整え、適切な講師を配置しているとともに、当該事業と同様の事業実績があるか。	10
2	デジタル技術やデジタルツールの基礎と活用の研修	カリキュラムの内容が事業の目的を達成するために具体的で適切な内容となっているか。	15
3	デジタル技術やデジタルツールを活用した業務改善の研修	カリキュラムの内容が事業の目的を達成するために具体的で適切な内容となっているか。	15
4	受講者募集	各研修に係る受講者募集について、積極的に募集する提案であるか。	5
5	経費積算	経費の積算内容に不備、不適切なものはないか。	5
合 計			50

3 採点基準

各配点に対する採点基準は下表のとおりとする。

配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	5	4	3	2	1
10	9～10	7～8	5～6	3～4	1～2
15	13～15	10～12	7～9	4～6	1～3